

令和 7 年 10 月 22 日

荷主企業 各位

関東運輸局埼玉運輸支局長（公印省略）
埼玉県県民生活部長（公印省略）
埼玉県警察本部交通部長（公印省略）

過積載運行の防止について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、交通・運輸行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業は、国内物流の基幹として経済活動や国民生活に必要な物資の輸送を担い、我が国の経済社会の発展に大きく貢献しているところではありますが、事業用貨物自動車による交通事故件数が依然として高水準で推移していることから、その防止を図ることが喫緊の課題となっております。

過去には、車両の最大積載量を超える貨物を積載して運行する「過積載運行」によって横転事故を起こし、多数の死傷者を発生させ、運転者や運送事業者のみならず、荷主についても書類送検されるなど社会的責任も問われた事例もあり、過積載運行行為に対し、道路交通法改正による規制、罰則等の強化、貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の基準強化等を行うとともに、過積載運行を防止するためには荷主企業各位の御理解をいただくことが必要不可欠であると考えます。

つきましては、荷主企業各位におかれましては、運送の発注をはじめとする企業内業務の再点検をしていただき、必要に応じた車両の依頼をしていただくなど、過積載運行の防止に特段の御配慮をお願いいたします。

行政機関といたしましても、貨物自動車運送事業者に対して過積載違反の行政処分を行った場合、併せて関係する荷主企業に対して個別に注意を喚起する措置を講じるなど、あらゆる機会を活用して貨物自動車運送事業者等の過積載防止意識の高揚を図るとともに、「過積載運行の根絶」のための指導、取締りを含む各種対策を強化いたしまして、安心・安全な埼玉県の実現に努力してまいりますので、今後とも御支援御協力をお願いいたします。

末筆ながら、貴社のますますの御発展を御祈念申し上げます。